

## HSIA が脱脂洗浄排出規制案を批判

HSIA は、塩素系溶剤洗浄 (HSC)の国の排出基準(NESHAP)への修正案に対するコメントで、塩化メチレン、パークロロエチレン及びトリクロロエチレンを用いる脱脂工程のリスク基準の排出制限を設ける EPA 提案に対して反対した。当連盟は HSC 施設の現在のリスクが許容できる程度であるとする EPA の結論に賛同するが、当局が技術を基礎とする何らかの追加的アプローチを考えることを要求した。

EPA の提案は、個々の溶剤に対する全設備の排出制限を設定することによって、新規、既存のバッチ設備、インライン及び繊維洗浄機からの HSC 溶剤の排出を更に規制する目的で、1994 年の HSC NESHAP の要求事項を改正するものである。提案は 1994 年の基準に規制されているすべての HSC 操業からの排出を施設の規制制限に等しいかまたはそれ以下にすることを要求することになるという。メチレンクロライドの場合：40,000kg/yr(88,000lbs/yr),トリクロロエチレンの場合：10,000kg/yr(22,000lbs/yr),パークロロエチレンの場合：3,200kg/yr(7,000lbs/yr)

HSIA は、柔軟性は示しながら、そのコメントにおいて、提案された施設全体の規制は排出データにがんの可能性のファクターを機械的に適用しただけで、それでは残余の追加的リスクの基準を施行する上での適切な根拠を示したことにはならないと指摘した。また、EPA は、健康に加えて要求事項として、コスト、経済負荷及び実行可能性のような関連要素を考慮していない。EPA の HSC 施設に関連する潜在リスクのアセスメントは、最近のデータがあるにもかかわらず、1999 年の排出データに基づいており、そして操業の現状を反映していないところがあると HISA は言う。当局が 1999 年の全国インベントリーだけをほとんどその根拠にしていることが、提案された規制の遵守と技術的かつ経済的な実行可能性のアセスメントが不適切という結果をもたらしていると HSIA は付け加えた。EPA の実行可能性のアセスメントは HSC をさらに削減するための特定な施設について小サンプルでさえもその削減能力を評価していないし、追加的な削減を達成するために当局が特定した技術的応用の可能性の評価、またはこれらの技術に関連したコストが種々のあることを評価をしていない。それよりむしろ、当局の分析は必要な削減を達成するために要求される技術及びコストを決定するためにどれでも適用できる解決策を採用していると HISA は指摘する。規制遵守のアプローチは当局により選定され、それらを実行する設備の能力に基づいたものではない、提案された規制を達成するためにはどれだけの削減が必要かとの仮定に基づいている。結果は、排出源の種類に対する排出削減の見込みがかなり過大評価になり、見込みの削減を達成するためのコストはかなり過少になっていると HSIA はいう。

EPA がこの提案の影響を受ける会社の 2/3 は小企業だと評価しているが、一方、当局はこれらの会社のうちで販売高の 1 パーセント以上の遵守コストを負担することになる会社はないといている。しかしながら、遵守コストが見積よりも高くそして排出削減の見込みがそれより下がる(溶剤の節約分)ということになれば、相当数の小企業にかなりの経済的負荷をもたらすだろうと HSIA は言う。結果として、EPA は、小企業の代表の委員会を開催することを含めて、十分な規制のフレキシビリティ分析を行うことが要求されると HISA は述べている。

### 産業界はドライクリーニング規制に異議

ドライクリーニングを代表する 4 協会と産業連盟は、共住区のドライクリーニング施設でパークロロエチレンの使用を廃止するという米国環境保護庁(EPA)の決定に異議を申し立てる共同提訴をした。組織 (国際ドライクリーニング協会(IFI)、全米クリーニング協会(NCA)、テキスタイル・ケア同業協会(TCATA)及び HSIA) は、コロンビア特別区巡回控訴裁判所の米国控訴法廷に EPA が最近最終決定したドライクリーニング施設に対する有害大気汚染物質の国の排出基準(NEHSAP)の修正案に対してレビューの請願書を提出した。

「この訴訟は共住居地区のクリーニング業者及びパークロロエチレンの使用に焦点を当てているが」と NCA 専務理事の Nora Nealis はいう。「これは、我々の家族、従業員及び近隣住民の健康と安全を守ると言う産業界の誓約を重要視する一方で、我々が最も働きやすい溶剤またはプロセスを選択するドライクリーニング業者の権利を守るという大きな問題の一部でもある。」

7 月に EPA は、漏洩の検出及び補修の強化を要求し、そして最も高い排出をされると思われる旧式の装置(転移式)の操業を禁止するという事で、1993 年のドライクリーニングの NEHSAP の修正を最終決定した。また、その修正では 2020 年までに大都市ニューヨーク及び他の都市の共住建物にある 1,300 軒と言われるドライクリーニング業者のパークロロエチレンの使用を廃止することを要求している。

産業界の請願では、その当局の決定が限定されたデータに依存していること、同様に共住建物のドライクリーニング業者に廃止を強制する EPA の法的権限の有無に対して異議を申し立てた。「EPA は、これらの 1,300 軒の零細企業に関して産業界の正当な憂慮及び議会の明瞭な意図を無視している。」と IFI 会長 Bill Fisher はいう。

EPA の 1993 年基準が施行されてから、ドライクリーニング業者は旧式設備の更新及び作業法の改善によって 70%以上もパークロロエチレンの排出を削減した。現在、溶

剤を用いている 28,000 軒のドライクリーニング業者(およそ産業界の 3/4)の大多数に対して、EPA は、最新装置及び最高度の方法を使用し、溶剤の漏洩を検知し補修すれば一般の人々の健康を保護するに十分であると決定した。

EPA による共住区のドライクリーニング業者に対する新規規制の目的に賛同するが、産業界の協会は最近発行された研究を取上げる。それでは、ノルディック諸国におけるドライクリーニング従事者のいくつかの重要ながんの発生率がパーククロエチレンの暴露と関係が無いように見られると結論されている。このノルディックの研究は、HSIA とデンマーク医学研究協会がスポンサーとなっており、*Environmental Health Perspective*、2006 年 2 月号に発表している。この研究の結果は、新規のドライクリーニング規制の一部として行われた EPA の潜在健康影響アセスメントに取り入れられていなかった。ノルディックの結果のレビューを含めて、パーククロエチレンの再アセスメントが現在当局で進められている。

## HSIA Update September / October 2006

### EPA は脱脂洗浄関連のデータを募集

EPA は、最近、メチレンクロライド、トリクロロエチレン及びパーククロエチレンを使用する塩素系溶剤使用の洗浄(脱脂洗浄)に対して設備全体の排出規制を定める 2006 年 8 月の提案に関する HSIA 等から受けた情報に関して、パブリック・コメントを求めるための関連データ提供依頼を公告した。

EPA の公告は、次の施設により用いられる脱脂洗浄設備の特殊な種類及びサイズに関連し EPA が受けた新情報に関するコメントを要求している。

- ・ 小径管製造施設
- ・ 連続織布洗浄を伴う特殊品の製造施設
- ・ 宇宙機器製造及び整備施設
- ・ 大型軍用車整備及び
- ・ 多機能脱脂洗浄設備を使用する施設

HSIA は、8 月の提案に対するコメントで、これらの 5 応用分野で溶剤の代替もしくは真空式の設備に転換を行うことで、提案されている排出制限に適合可能だとする EPA の結論の技術的な実現可能性に関して質問をした。これらの脱脂洗浄の応用では大型設備を使用し、通常にはない大きさや形の部品を脱脂する場合は、現状の真空技術は適用できない可能性がある、HSIA はいっている。

また、そのコメントの中で、小企業に対して法制化に伴う経済的な効果を合理的に考慮する義務を果たしていないと HSIA は述べている。溶剤を代替することにより適合できる

施設は、EPA が評価したよりも少なく、その結果、その多くは規制に適合するためにコスト的により高い方法を使用することになる、そのことから EPA のコスト評価は予想よりかなり低く見積られているといえる。仮に提案されている排出抑制技術が 5 分野の特定の脱脂洗浄の要求に採用されたとしても、大型の脱脂洗浄を操業する施設では真空技術を設備する費用は高くて手が出せないものになるだろうと HSIA はいう。

EPA の決定手続きをよく知らせるために、現在の公告は次の 3 つの個別課題について上記公告の施設から受付けた情報へのコメントを要請している。

- ・ これらの施設が施設全体の排出制限に適合する能力
- ・ 施設において提案された排出制限の実行に伴うコスト負担
- ・ これらの設備で提案された制限に適合するために必要な時間枠

また、EPA の公告は、さらに排出を低下させるために障害となっている障壁、脱脂洗浄装置の操業寿命の見込み、および低排出装置の設置の床面積についてコメントを求めている。

情報に関するコメントは 1 月 29 日までに提出しなければならない。ここに特定されたカテゴリに関連する企業はコメントされることをお勧めします。追加の情報が必要なら HSIA へご連絡下さい。

### ドライクリーニングの訴訟は統合される

11 月の遅く、コロンビア特別区巡回控訴裁判所米国控訴法廷は産業界及び Sierra Club の EPA の 2006 年 7 月に公布されたパーククロエチレンに対する国の排出基準の修正への異議を統合する命令を出した。二つの訴訟の統合は予想されていて、相手の文書化された主張に反論する機会がお互いに与えられることになるだろう。

EPA による 1993 年ドライクリーニング排出基準の修正は、漏洩検出及び補修の強化、排出量が高いと考えられる旧機種(トランスファー式)の操業禁止、及びすべての新パーククロエチレン装置が第 1 次及び第 2 次の制御機(つまり、第 4 世代またはそれ以上の機種)を装備することを要求している。また、修正は大都市ニューヨーク及び他の都市での居住用建物内にある 1,300 軒と想定されるドライクリーニング業者によるパーククロエチレンの使用を 2020 年までに廃止するとしている。

Solvent Update の 9/10 月号で報告したように、HSIA,IFL,NCA 及び TCATA は、当局の修正の決定が限定されたデータに依拠していること、また同じく共住区のドライクリーニング業者に廃止を強制する EPA の法的権限に関して異議を申し立て、DC 巡回裁判所にレビューの共同請願をしている。Sierra Club も、また、当局が共住区の設置以外のパーククロエチレン装置についても廃止しないと決定したことに対して異議を申し立て、DC 巡回

裁判所に 2006 年 7 月の法律のレビューを請願している。

**Sierra Club** は、また、ドライクリーニングの修正を公布する当局の法的権限の解釈は「新情報」に代表され、事実、違反していたという EPA の議論は再考すべきとの請願書を提出した。当局は、現在、**Sierra Club** の請願を認めて修正を見直すかどうか検討している。裁判所は、統合された訴訟の背景説明のスケジュールを確定する前に再考請願についての EPA の決定を待つかもしれない。

訴訟の統合に先立って、ニューヨーク州弁護士長事務所は EPA の決定を支持して両訴訟の法廷助言書を提出するつもりであると DC 巡回裁判所に通知した。

**HSIA UPDATE    December    2006**